

●香川県告示第572号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成19年12月21日から平成20年1月4日まで詫間漁業協同組合において縦覧に供する。

平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

三豊市詫間町箱935番地 北山 喜久朗

三豊市詫間町箱691番地 田島 貞彦

三豊市詫間町箱686番地 三谷 茂美

2 加入区の名称

箱浦加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

詫間漁業協同組合